

○ 山梨大学教育学部附属教育実践総合センター規程

制定 平成28年 3月 7日
改正 平成28年 5月18日
平成28年12月21日
平成29年 2月 1日
平成29年 6月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人山梨大学基本規則第36条第3項の規定に基づき、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、教育実践の総合的・中核的な研究・教育施設として、教育関連諸機関と連携し、本学における教員養成・現職教員研修等の教師教育の質的向上に寄与することを目的とする。

(部門)

第3条 センターは、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教育実践研究部門
- (2) 教職支援部門
- (3) 教員育成推進部門
- (4) 附属学校園共同研究部門

(事業内容)

第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 教育内容及び教育方法に関する研究と指導
- (2) 教育工学及び情報教育に関する研究と指導
- (3) 教育相談に関わる諸問題の研究と指導
- (4) 教育実習・現職教員研修等の教師教育に関わる諸事業
- (5) 学生の教員採用・教育ボランティア等に関わる支援
- (6) 教育関連諸機関との連携・共同による諸事業
- (7) その他センターの目的を達するために必要な諸事業

(職員)

第5条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任の教授及び准教授
- (3) 客員教授又は客員准教授
- (4) 研究員
- (5) その他必要な職員

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長候補者は、大学院総合研究部教育学域(以下「学域」という。)の教授(学内共同教育研究施設等の教授は除く。)のうちから大学院総合研究部教育学域運営会議(以下「学域運営会議」という。)の議を経て選考する。

3 学域運営会議は、センター長候補者を選考するため、その都度センター長候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

なお、選考委員会は、次の委員をもって組織し、選考委員会の運営に関し必要な事項は、選考委員会の議を経て別に定める。

(1) 大学院総合研究部教育学域長(以下「学域長」という。)が委嘱する学系長、副学系長 1人

(2) 学域長が委嘱する学域運営会議構成員 3人

(3) 第1号の委員が委員長となり、選考委員会を招集し、議長となる。

4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(客員教授等)

第7条 センターに、客員教授又は客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができる。

2 客員教授等の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

3 客員教授等は、県内教育関連諸機関と連携し、センターの事業の質的向上を図るものとする。

4 客員教授等の称号授与については、国立大学法人山梨大学客員教授等称号授与規程(平成17年11月30日制定)の定めるところによる。

(研究員)

第8条 研究員は、センターの事業又はセンターの共同研究に従事し、学内者をもって充てる。

2 研究員は、学域、附属学校及び他学域の専任教員のうちから、学域運営会議の議を経て教育学域長が委嘱する。

(研究協力者)

第9条 研究協力者は、センターの事業又はセンターの共同研究に従事し、学外者をもって充てる。

2 教育学域長は、センターの事業遂行上必要があるときは、学域運営会議の議を経て本学職員以外の者を研究協力者として委嘱することができる。

(協力教員)

第9条の2 教育学域長は、センターの事業遂行上必要があるときは、学域運営会議の議を経て本学に所属する専任教員を協力教員として委嘱することができる。

2 協力教員に関し必要な事項は、別に定める。

(教育相談室)

第10条 センターに、第4条第3号の事業を円滑に実施するため、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター教育相談室(以下「教育相談室」という。)を置く。

2 教育相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(教職支援室)

第11条 センターに、第4条第5号の事業を円滑に実施するため、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター教職支援室（以下「教職支援室」という。）を置く。

2 教職支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第12条 センターの円滑な運営を図るため、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(センターの事務)

第13条 センターの事務は、教育学域支援課において処理する。

(規程の改正)

第14条 この規程を改正しようとするときは、学域運営会議の議を経なければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、学域運営会議の議を経て教育学域長が定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行時において、現にセンター長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。この場合において、センター長の任期は、従前の任期を引き継ぐものとする。

3 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター内規（平成27年4月8日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年12月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。